

大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金

「新しい生活様式」の実践例に対応し、町内における感染症の蔓延防止及び町民が安心して生活できる環境づくりを促進するため、感染症への感染防止対策に資する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助限度額：30万円（下限5万円） ※申請は1事業者につき1回です。

補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月25日まで

補助対象経費

事業所で実施する利用者のための感染防止対策に資する物品の購入や設備の設置、改修等に係る経費。※消費税・地方消費税を除く。

（例）アクリル板の設置、客席間の壁の新設、ウイルス除去機能付きエアコンの設置、クレジットカード等決済端末の導入及び利用環境の整備 等

対象となる事業者（①～④全てに該当することが必須）

- ①町内に本社若しくは本店を有する法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。
- ②令和元年分の確定申告をしており、事業収入額が総収入額の5割以上を占めていること。
- ③補助金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- ④暴力団関係事業者でないこと。

提出書類

- ①大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- ②前号に記載された経費の支出を証明する領収書等の写し（内訳が分かるものに限る。）

※ ③令和元年分の確定申告書類の写し

※ ④町内で事業を営んでおり、設備等を設置する拠点が町内であることがわかる公的書類（法人→法人事業概況説明書等／個人事業主→営業許可証の写し等

⑤購入、工事等の内容が確認できる写真（完了場所等の写真）

※ ⑥本人確認書類

※の項目について、大鰐町事業者緊急対策支援給付金の申請時に提出していた場合は添付不要です。

申請方法

申請兼実績報告書に必要事項を記入の上、必要書類を役場企画観光課へ郵送してください。（感染予防対策のため、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いいたします。）

【受付期間】令和2年10月1日（木）から12月25日（金）まで

※当日消印有効

不正受給防止に向けて

提出いただいた申請書類は、町で厳正に審査・調査を行います。

書類に虚偽が認められた場合、給付金の給付後であっても、返還を求める場合があります。

よくある質問

Q1. 具体的に対象となる事業者とは？

A. 以下に示す中小企業者と小規模事業者が対象となります。

●中小企業者

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、 運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※中小企業基本法第2条第1項関係

●小規模事業者

業種	従業員数
卸売業 小売業 サービス業	5人以下
製造業、その他	20人以下

※商工会及び商工会議所による
小規模事業者の支援に関する法律
第2条関係

対象者	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社等） ・個人事業主（商工業者であること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師 ・個人の農林業者 ・組合（農業協同組合、生活協同組合など） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人 ・任意団体 ・その他、公的支援を行うことが適当でないと思われるもの

Q2. 個人事業主で事業所(店舗)は町内にあるが、住民登録が町外である場合、対象になりますか？

A. 住民登録が町外であっても、町内に営業実態のある事業所を有する場合は対象になります。逆に、住民登録が町内でも、事業所が町外にある場合は対象外となります。また、店舗を持たない業種（フリーランス等）の方は、住民登録が町内であることと、営業での感染対策を目的としたものが要件となります。

Q3. 事業を複数営んでいる場合、それぞれの事業について申請できますか？

A. 申請は、1事業者につき1回です。

◆個人事業主として、複数の事業や店舗を営んでいる場合 → 申請は1回のみ

◆複数の法人を営んでいる場合 → それぞれの法人で申請可能

◆個人事業主をしながら法人を営んでいる場合 → 個人・法人それぞれで申請可能

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ◆人と接する際に使用するマスクやフェイスシールド（経営者、従業員、来訪者などが使用） ◆アクリル板や、ビニールカーテン等の設置工事 ◆非接触型自動水栓（蛇口）の設置、取替 ◆ウイルス除去機能が付いているエアコン設置 ◆換気扇や換気窓の設置 ◆ホームページ、Webサイトの制作費用 ◆パンフレット等広告物制作に係るデザイン委託料、印刷製本費（テイクアウトのお知らせ等） ◆クレジットカード等決済端末の導入、利用環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時に使用しないマスク（非営業時に使用するもの） ◆設置を伴わない資材だけの購入 ◆老朽化した従来のもの（接触型）の取替 ◆ウイルス除去機能が付いていないエアコン設置 ◆網戸の張替えのみ ◆「新しい生活様式」の実践に関係のないホームページ等やパンフレット等の作成 ◆キャッシュレスに対応しないレジスターの購入